

	・岩倉市男女共同参画基本計画 2021～2030 進捗状況報告書 2023 事前質疑一覧
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	なし
その他の事項	議事録作成者 多田

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 協議事項

(1) 岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）について

【資料1～7】を用いて岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）について協議した。

以下、議論のあった設問についてのみ記述する。

委員長 要綱（案2）について、質問や追加の意見はあるか。

委員 第3条の未成年者の生計同一の要件について、前回でも話したが、色々な事例が想定されるため、生計同一の限定は必要ないのではないかと考えている。事務局ではどういったトラブルを想定しているのか。

また、生計同一でないことからファミリーシップの対象でなくなることが心配である。第1回で配付されたファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な近隣市町の行政サービス比較表を見ると、他市町で利用可能となっている救急搬送時の救急車への同乗について岩倉市では利用可能になっていない。パートナーの意識が無い場合、生計が別の子の場合同乗できないということなので、何かしら対応が必要ではないか。

利用できる行政サービスをできるだけ増やすようにして欲しい。

事務局 想定したトラブルとしては、例えば、婚姻した男女がおり子どもが生まれ、離婚後母親が子どもを育て、父親が別の人とパートナーシップを結んだ場合、子どもと一緒に住んでいない父親のパートナーが子どもの家族として手続きすることは考えづらいことや、ファミリーシップの必要書類は実際に子どもと一緒に住んでいる母親の了解を得ずとも実の父親であれば請求できる書類になるので、母親が知らずにファミリーシップに含めた場合はトラブルになると考え、今回未成年の場合は宣誓者の双方又は一方と生計を同一とする要件を加えた。

委員 男女が結婚し、離婚した後に、同性のパートナーを持つことは事例としては少ないと思う。

よく想定されるのは、同性カップルで精子提供や代理母出産を経て子どもを産む場合である。女性であれば実際に産んでない方が法律上親ではない。様々な事例に対応できると良い。

委員長 生計同一の規定については、市町によって異なっている。事例も様々だと思うが、未成年の場合は親に扶養の義務があるので、未成年に限って生計を同一とする規定で良いように思う。

もし、実施していく中で問題があるようなら要綱を改正することもできる。

委員の皆さんはどう思うか。

委員	<p>未成年の場合、宣誓者のどちらかとは生計を同一にすべきだと思う。代理母で出産した場合であっても、どちらかとは生計同一になるので対象となる。</p> <p>県の制度は幅広い対象としているが、市町の制度はきちんと定める方が良い。</p>
委員 (職員)	<p>通常、子どもだけで単独世帯という取り扱いはしていない。出来ても15歳以上からである。整合を取る方が良いのではないかな。</p>
委員	<p>生計同一の規定を未成年ではなく、15歳にできないかな。</p>
委員長	<p>成年に達するまでは宣誓者と生計同一とした方が良いと思うが、事務局としてはどうか。</p>
事務局	<p>事務局としては未成年の生計同一の要件は含めたいと考えている。運用していく中で必要無いようであれば、改めて委員会で伺い、改正するなど柔軟な対応をしていきたい。</p>
委員	<p>運用していく中で見直していくということなので、事務局の意向に従う。</p> <p>もう一つの質問である救急搬送時の救急車への同乗について話が聞きたい。</p>
事務局	<p>消防署の行政サービスに限らず、一覧表にない行政サービスも活用可能である可能性はあるが、現在では表のとおりになる。各担当課で検討し、追加できるものは都度加えていく予定である。</p>
委員長	<p>今回の行政サービスに限らず、制度を運営していくと問題が出てくる場合がある。その際は改めて制度を改正することが考えられる。要綱で制度を制定するので、改正が必要な場合は迅速に対応することが出来る。</p>
委員	<p>第2条の定義に「ファミリーシップ対象者」が追加されているが、「ファミリーシップ」の定義と同じ事ではないか。あえて対象者の定義が必要か。</p>
事務局	<p>「ファミリーシップ対象者」の定義を追加した理由としては、第3条第1項第6号の未成年者の生計同一の条文に「ファミリーシップ対象者が～」と記載したため、その文言の説明として第2条の定義に「ファミリーシップ対象者」を追加した。</p>
委員長	<p>ファミリーシップの定義で子を始めた近親者等と対象になる範囲を定義しているので、わざわざ「ファミリーシップ対象者」の定義を第2条に含める必要はないのではないかな。</p>
事務局	<p>それでは、第2条の定義から「ファミリーシップ対象者」を削除し、第3条第1項第6号の未成年者の生計同一の条文については、書きぶりを変更し対応したいと思う。また委員長及び副委員長に相談する。</p>
委員	<p>ホームページに記載される説明内容について気になる。</p>

事務局	2月にパブリックコメントを行い、4月には要綱をホームページ上で公開する。ホームページ上の掲載内容について、委員会で意見があれば修正する。
委員	資料6の第5条申告の方法について、宣誓と申告が入っていて内容がよく分からない。
事務局	誤字であるため、訂正する。
委員	他市町の要綱を見ると、第2条に「申告を宣誓とみなす」という一文が入っているが、入れないのか。
事務局	第5条第3項に「申告書を提出した者は、宣誓書を提出し宣誓をしたものとみなす。」と記載があるため、同様に申告した者を宣誓した者とみなすことになっている。
委員長	第2条の定義にも含めるか。
事務局	このままの記載とさせていただく。
委員長	第4条第1項第3号に「届出者が外国籍であるときは」とあるが、日本国籍の人と外国籍の人がパートナーにあり、外国籍の子どもをファミリーシップに含める場合はどんな書類が必要になるか。
事務局	ファミリーシップに含める場合、親子関係を確認できる書類と子どもが15歳以上であれば同意書の提出が必要になる。
委員長	親子関係が分かれば国籍は関係ないということか。
事務局	ご認識の通り。
委員	資料6を見ると、15歳以上と未成年で年齢が混在しているが、分けていいのか。
事務局	他市町の要綱を参考に、ファミリーシップの同意書については15歳以上とした。生計同一については、未成年という範囲でお願いしたい。
委員長	受理証明書等に氏名等を記載するかどうかの意思表示は成年になるまで待たなくても出来ると思う。生計同一とは内容が異なる。
委員	資料4の第13条の質問にもあるが、法律婚であれば法的手続きによって離婚するが、パートナーシップの宣誓後にパートナーシップを解消するかどうかで揉めた場合、一方がどこかへ行ってしまっていて返還届に両者の署名ができない時、返還は認められないのか。
事務局	別れたい人と別れたくない人のどちらの立場でも考えられ、事務局としても判断が難しい。委員の意見を聞きたい。
委員長	法律婚であれば、協議が不可能な場合は裁判になる。最近の判決としては、協議が不可能な場合は有責離婚ではなく破綻していると判断し、離婚した方が良いとされている。 一方の所在がつかめない場合、関係は破綻している。破綻した関係まで認める必要はないので、宣誓制度においても、返還届に両者の署名欄を設

けつつも、状況によって一方の署名でも認めるということで良いのではないか。

委員 片方が別れたいと言っている、時間が経って関係が良くなることもある。

一方だけで返還届を出したら解消となるというのは寂しい。

トラブルなどがあれば証明になるものを提出してもらえばいい。

返還届には両者の署名欄がある方がスムーズだと思う。

委員 揉めている一方が亡くなった場合は、亡くなった場合での返還となるか。

事務局 一方が亡くなったということであれば、一方が死亡した場合での返還となる。

もし、パートナーシップについて揉めていて、一方の署名が得られないということであれば、一筆どういった状況か書いてもらい、それを以て返還とする方しか無いのではないかと考えている。

委員 両者の連絡先は事務局の方で知っていると思うので、もう一方に連絡してはどうか。もし連絡しても繋がらない場合は一方でも認めれば良い。

事務局 参考にします。

委員長 それでは、資料5の実施要綱（案2）について、部分修正がありますが、承認としてよろしいか。承認いただける場合は拍手をお願いします。

委員 （委員全員拍手）

委員長 それでは承認とします。

（2）岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 の進捗状況について

【岩倉市男女共同参画基本計画進捗状況報告書 2023】【岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 進捗状況報告書 2023 質疑一覧】を用いて岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況について基本目標4及び5について検証した。

以下、議論のあった設問についてのみ記述する。

4-（4）-②

委員 先日、44歳の母親が7歳の医療ケア児の人口呼吸器を外し死なせてしまった事件が起きた。長期の連休により疲弊して起きてしまった事件である。

障害者施設でサービスを提供するヘルパーは時給が安く、人手不足で大変そうである。求人情報を見ると近くのスーパーの時給よりも低いようだった。福祉課では、グループホームなどでどれくらい人手不足か把握しているか。

委員 一般的に人手不足や時給が安いなど状況は認識しているが、具体的にどの事業所でどれだけ足りないのかということは把握していない。

サービスを提供する事業所の総数は年々増加している。

委員

支援は申請主義になり、ぎりぎりまで頑張る人が多い。障害者施設の状況について、気を付けていただきたい。

委員

気を付けていきたいと思う。

(職員)

委員

優生保護法について、同級生が恐らく手術を受けているが、親も亡くなり申請するすべが無いのではないかと思う。岩倉市ではどうしているか。

委員

直接対象となる方は把握していない。市から対象者に直接連絡とすることは難しい。

(職員)

ニュースなどで取り上げられる事によって知る人が増えれば、周りからでも支援の手が入る可能性があるので、周知に力を入れたいと思う。

委員長

広報をよく見る人はいるので、是非広報に掲載してもらえればと思う。

4 - (4) - ③

委員

ヤングケアラーになるか分からないが、外国籍の母親が先に日本に来て、夫を見つけ子を産んだ後、母国から中学生くらいの子どもの呼び寄せ、中学生の子どもは小さな子どもの面倒を見てくれと言われて勉強できないなどの状況がある。その外国籍の中学生の子どもの将来の選択肢が狭まるのが問題である。学校現場の方ではどうか。

委員

学校の方にも様々な所から情報が入るので、スクールソーシャルワーカーが中心となって支援をしている。

(職員)

委員

学校に行っていないか分からないか。

委員

学校を休んでいるということであれば、把握できる。その場合、直接訪問などしている。

(職員)

5 - (2) - ②

教育の場におけるハラスメントについて、子どもたちへハラスメントについての教育が必要という内容で意見を書いたが、回答が先生の話であった。

大人はどういったことがハラスメントか分かるが、される側の子どもは分かっていない。今はハラスメントに関係する色々な絵本があり、家庭で読めば良いが、学校でも教えて欲しい。

委員

認識が間違っており申し訳ない。学校でどういったハラスメント関係の教育がされているか、確認できていない。

(職員)

子どもが家に帰って、親に今日あったことを話す中で、親がハラスメントに気づき、教育委員会や学校に連絡が入ることはある。

委員

女の子はよく親に話をすると思うが、男の子は話さない子も多い。家庭で気づければいいが、気づけないことも多いと思う。

写真を撮られたり、触られたりしたら嫌って言わなきゃいけない等を教える機会を作ってほしい。

委員

承知した。

(職員)

委員

最近テレビで見たのだが、性教育を人権教育として幼稚園から分かりやすく伝えている人がいるようである。岩倉市でも、そういったことができると良い。

委員長

性教育とハラスメント教育は重なる部分がある。小学校低学年などには、水着で隠れる部分を触られたらノーというなど単純な形で教えて欲しい。

委員

男の子も女の子もスクールカウンセラーに相談しやすいよう、男女両方のスクールカウンセラーがいると良い。

委員

スクールカウンセラーは年齢の高い人が多いので、相談しづらいのではないかと思う。

委員

スクールカウンセラーとは別に、相談員がいて、相談員は若い人が担っていることが多い状況である。

(職員)

2 その他

令和7年度に開催予定のLGBTQ+理解促進に向けた職員研修について

令和7年度の岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会開催予定について

以上